

議案第8号

入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和6年2月14日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

会計年度任用職員に勤勉手当を支給し、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第3条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第18条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(入間市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 入間市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び期末手当並びに費用弁償」を「、期末手当、勤勉手当及び費用弁償」に改める。

第11条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条中「及び第11条」を「、第11条及び第12条」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第12条から第15条までを一条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。ただし、規則で定めるものにあつては、勤勉手当は支給しない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において次の各号に掲げる額とする。

(1) 嘱託職員 給料及び地域手当の月額合計額

(2) 月額で報酬を定めるパートタイム職員 報酬の月額

(3) 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム職員 規則により定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額

4 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例第16条の2及び第16条の3の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 第4条の規定において、入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例附則第2項の適用を受ける職員の施行日以降の給料の額は、当該職員が施行日前日において受けていた給料月額に14.6を乗じて15.55で除した額に満たない場合は、同日に受けていた給料月額に14.6を乗じて15.55で除した額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。